

2017年総合生活改善 第7回中央生活闘争委員会

＜確認事項＞

2017年6月21日

自動車総連

☆自動車総連は、2017年1月12日に開催した第84回中央委員会において、2017年総合生活改善の取り組み方針を決定して以降、精力的かつ粘り強い交渉を推し進めてきた。これまで6回にわたり中央生活闘争委員会を開催し、自動車総連全体の交渉状況等を確認するとともに、それ以後の取り組みに関する方針を共有しつつ、交渉の追い上げを図ってきた。本日開催した第7回中央生活闘争委員会では、要求項目毎の取り組み結果を踏まえ、2017年総合生活改善のまとめ（取り組みの成果と今後に向けた課題）について、論議を行った。

☆賃金については、賃金改善分要求を行った1,089単組のうち、賃金改善分の獲得単組の数・割合、獲得平均額のいずれも昨年を上回る結果となった。このことは、「働く者の将来不安の払拭と日本経済の自律的成長」に向け、賃上げの「継続」と総合生活改善の構造「転換」に向けた大きな一歩を踏み出すことができたのと同時に、自動車総連全体の底上げ・格差是正の前進・定着を果たすという取り組みの狙いを一定程度果たし得たものと評価しており、今後ともこの歩みをより力強いものとしていくことが重要であると受け止める。

☆一方、4年連続で賃金改善分を獲得できていない単組が約1割あること、また、労連別・業種別にみると改善分の獲得状況にバラつきもあること等、全体の底上げ・格差是正に向けてはまだまだ取り組み余地を残す結果となっていることは真摯に受け止め、引き続き取り組んでいく必要がある。

☆非正規労働者の取り組み、企業内最低賃金の取り組みについては、職場全体のチームワークで生み出した成果は職場全体で共有することが基本との考え方のもと、本年においても、各単組の実態に即した取り組みが多く、多くの単組で進められた結果、水準の向上、取り組み単組の増加、対象者の拡大等、多くの成果に結び付いたものと評価する。

☆一時金については、生活給の観点に加え、この一年間、職場を支えてきた組合員の努力・頑張りに報いる観点からも懸命に交渉を重ねた結果、多くの単組で前年実績を上回る獲得を実現したのと同時に、自動車総連全体としても前年水準並みの獲得となった。

☆働き方の改善においては、総実労働時間短縮や 36 協定の年間特別延長時間の引下げ、あるいは単組の固有の働き方課題の解決に向け、積極的な取り組みが進められた。今後は、働き方を含めた自動車産業全体の底上げ・格差是正を図っていくためにも、「働き方の改善」と賃上げをはじめとした「労働諸条件の改善」、そして、付加価値の「WIN-WIN 最適循環運動」の3つが連動した取り組みとしていくことが必要である。

☆現時点における未解決単組については、各労連の支援・指導により速やかな解決をめざし、自動車総連としても連携を図りつつ最後まで進捗を確認していくことを前提に、本日をもって2017年総合生活改善の取り組みにおける中央生活闘争委員会を解散することを確認する。

以上